

令和6年度
第31回 日神杯 横浜市女子柔道選手権大会
第19回 日神杯 横浜市ジュニア柔道選手権大会
大会要項

1. 主 催 横浜市柔道協会
2. 協 賛 日神グループ
3. 後 援 横浜市教育委員会・横浜市にぎわいスポーツ文化局・〈公財〉横浜市スポーツ協会・神奈川県柔道連盟
〈公社〉神奈川県柔道整復師会・ダイドードリンコ株式会社
4. 日 時 令和6年9月1日(日)
 - ・ジュニア大会 午前9時30分 入場・受付 午前10時10分開会
 - ・女子大会 午前11時00分 入場・受付・計量 午後1時30分開会予定
5. 場 所 シンコーススポーツ神奈川県立武道館（横浜市港北区岸根町725）
（地下鉄「岸根公園前」下車 徒歩3分）
6. 参加資格
 - (1) 横浜市に在住・在学・在勤いずれかの男女小学生及び中学生以上の女子。
 - (2) 令和6年度 全日本柔道連盟登録済みの個人。
7. 試合区分 個人戦
 - ジュニア大会(小学生)
 - ◇1年生の部(男女) ◇2年生の部(男女) ◇3年生の部(男女) ◇4年生の部(男女)
 - ◇5年生男子の部(男) ◇6年生男子の部(男) ◇5・6年女子の部(女)
 - 女子大会(中学生の部は一級、有段者を除く)
 - ◇中学生 40kg 級◇中学生 44kg 級◇中学生 48kg 級◇中学生 52kg 級◇中学生 57kg 級◇中学生 57 kg 超級
 - ◇高校生・一般無段の部(一級、有段者を除く) ◇一級の部 ◇有段者の部(中学生の有段者を含む)
8. 競技方法
各区分ともトーナメント戦とする。（申し込み人数によってはリーグ戦にする場合もある。）
9. 競技規定
 - (1) 国際柔道連盟試合審判規定及び本大会の申し合わせ事項による。小学生の部、中学生の部については国内における「少年大会特別規程」を適用する。
 - ① 優勢勝ちの判定基準
 - ・得点差が無い場合でも延長戦は行わず、必ず勝敗を決定する。
(得点差や「僅差」が無い場合でも延長戦は行わず、審判員の判定によって必ず勝敗を決定する。)
 - ※ 「僅差」とは選手間に技による評価の差がなく、一方に「指導」が2あった場合「指導」が少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - ② 女子大会の絞技・関節技の取り扱いは、すべての試合区分において禁止する。
 - ③ 試合時間は、3分間とする。但し審判員が「時間」と宣告したとき以外は時計を止めない。
 - (2) 審判規定運用上の申し合わせ事項は、開会式で確認する。
10. 表彰
 - (1) 各区分ごとにベスト8まで表彰する。3位決定戦は行わない。
 - (2) 出場者全員に参加賞を授与する。

11. 申し込み

- (1) 申込期日 令和6年7月23日(火)～8月1日(木)必着
- (2) 申し込み方法 **原則 Exel データ**とする。
- (3) 申込先 横浜市柔道協会 yokohama_judo_entry@ymail.ne.jp に送信のこと。件名「**日神杯申込(団体名)**」
(郵送の場合〒220-0061 横浜市西区久保町21-20-602横浜市柔道協会事務局 鈴木常夫 宛)
 - ※ 申し込み用データは、横浜市柔道協会のホームページに掲載する。
 - ※ 試合区分・メンバーID・身長・体重を正確に記入する。
 - ※ 申し込み時点での段・級で試合区分を決める。
 - ※ 小学生、中学生の参加については、保護者の同意を得て申し込む。
 - ※ 有段者については7月の審査会までに昇段手続きを済ませている者は手続きをした段位で申し込む。
- (4) 大会当日に申し込み済みの試合区分の変更は認めない。
 - ※ 試合区分の間違えや身長・体重が申告と著しく異なることが発覚した場合は失格とする。
 - ※ 申込責任者は失格者を出さないように選手の段級や体重を確認してから申し込むこと。

個人情報の扱いについて

申込責任者は出場者の氏名・所属名・写真・映像等の個人情報を大会プログラム及び報道発表・テレビ放映等に掲載・使用することについて、本人の同意を得て申し込むこと。
小学生、中学生については保護者の同意も得て申し込むこと。

12. 参加費 無 料

- ## 13. 計 量
- 女子大会中学生の部は大会当日午前 11 時 00 より 12 時 00 までに計量を行う。
計量は弓道場で行う。
規定の T シャツ(製造元のワンポイントを認める)・下衣を着用。

- ## 14. 武道館の使用方法
- (1) 更衣室使用可。また、小道場を使用し、荷物も小道場に置く。(剣道と半分)
(多くの人が座れるように、観客席には荷物を置かない。)
 - (2) ゴミは各自で自宅まで持ち帰る。
 - (3) 貴重品は各団体又は各自で管理する。
 - (4) ロビーや廊下で練習をしない。
 - (5) 柔道場の非常階段には荷物を置かない。
 - (6) 道場観覧席後方の通路は荷物を置かず、十分な広さを確保する。
 - (7) 自家用車で来場した場合は必ず有料駐車場を利用し、絶対に路上駐車をしない。
 - (8) その他、柔道人としてのマナーを守る。

- ## 15. そ の 他
- (1) 背中に規定のゼッケンを縫い付けた柔道衣を着用する。
 - (2) 女子の柔道衣の下に規定の T シャツ(製造元のワンポイント可)を着用する。
 - (3) **一級の部・有段者の部の勝ち**は昇段審査の成績に加算できる。
 - (4) 負傷等の事故については、応急処置を施すがそれ以上の責任は負わない。
但し、主催者が参加者全員について傷害保険に加入する。
 - (5) 事前に申込んだ柔道顧問や道場・クラブの公認指導者2名以内(ID カードを配布)を、試合場内でのコーチと認める
 - (6) 脳震盪について
選手及び指導者は次の事項を遵守すること。
 - ① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
 - ② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること)
 - ③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
 - ④ 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
 - (7) 皮膚真菌症(トングラス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。
もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
 - (8) 大会要項に定められていない事態が生じた場合は、主催者の判断により処理する。